

②具体的内容の変更

NO	章	頁	素案（旧）	章	頁	最終案（新）
1	2	4	ひとり暮らし高齢者の推移 千葉市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略（平成28年3月）から引用	2	10	ひとり暮らし高齢者の推移 新たに独自推計した図表に変更
2	3	8	取組目標（案） 目標②：介護予防に日頃から意識的に取り組んでいる高齢者の増加 （平成28年度31.6%→31年度××%→34年度××%） 目標③：住民主体の通いの場での介護予防活動への参加促進（検討中）	3	39	リード文の追加 介護保険制度が見直され、制度の持続可能性の確保のため、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組みを推進することとなりました。また、国において、高齢者の自立支援や重度化防止の取組を推進するためには、市町村が地域課題を分析し、地域の実情に即して、取組みに関する目標を計画に記載するとともに、目標に対する実績評価及び評価結果を公表するよう努めることが定められたことから、千葉市での取組み結果を評価するための項目及び目標値を下記のとおり設定しました。 取組目標（案） 目標②：介護予防に日頃から意識的に取り組んでいる高齢者の増加 （平成28年度31.6%→31年度50.0%→34年度80.0%）設定 目標③：住民主体の通いの場での介護予防活動への参加促進 ○介護予防に資する住民運営による通いの場でのへの参加人数 （平成28年度 10,383人→平成32年度 16,000人）設定 ○通いの場の箇所数 （平成28年度 532か所→平成32年度 800か所）設定
3	3	13	（2）健康づくり 今後の取組方針 ○「人生100年時代」を見据え、加齢や生活習慣を原因とする身体機能の衰えや生活習慣病を予防するため、自らの健康に関心を持ち、年齢やライフスタイルに応じた健康づくりができるよう若いときからの健康づくりを推進するとともに、様々な予防の方法を取り入れ、自発的に健康づくりに取り組む高齢者が増えるよう、啓発媒体・手法の工夫により、効果的な情報提供を行います。	3	43	（2）健康づくり 今後の取組方針 ○「人生100年時代」到来を受け、加齢や生活習慣を原因とする身体機能の衰えや生活習慣病を予防するため、市民一人ひとりが、自らの健康に関心を持ち、年齢やライフスタイルに応じた健康づくりができるよう主体的な健康づくりの重要性について効果的な広報・啓発を行います。
4	3	14	《重点的取組事業》 100年を生きる健やか未来都市の実現【新規】 取組内容 人生100年時代の到来を「健康に長生きしよう」という前向きなメッセージとして発信するなど、主体的に健康づくりを行う市民を増やすための広報を行うとともに、市民の健康寿命の延伸効果が高いとされる「禁煙」「減塩」「社会的なつながり」などを重点に各種施策に取組みます。	3	44	《重点的取組事業》 健康寿命延伸に向けた広報・啓発強化【新規】に事業名変更 取組内容 健康づくりに係る意識醸成を図るため、「人生100年時代到来」と「禁煙・減塩・社会的なつながり」をキーワードに、主体的な健康づくりの重要性について、広報・啓発を強化します。 （※パブリックコメントNO.3の意見反映）
5	3	18	《重点的取組事業》 ヘルスサポーター養成教室 削除	3	44	《重点的取組事業》 健康運動習慣の普及・定着の推進に統合
6	3	18	《重点的取組事業》 地域介護予防活動の育成・支援 介護予防の体操「ちばし いきいき体操」などを行う住民主体の場を充実させるために、介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援を行います。 また、あんしんケアセンターなどにおいて、ボランティア等の人材を育成するための支援を行います。	3	48	《重点的取組事業》 地域介護予防活動の育成・支援 引き続き、主体的な介護予防活動に取り組む地区組織や住民グループに対する技術支援を行います。 また、あんしんケアセンターなどにおいて、ボランティア等の人材を育成するための支援を行います。 （※パブリックコメントNO.31の意見反映）
7	3	18	なし	3	48	《重点的取組事業》 ボランティアリーダーの育成【新規】を追加 （※パブリックコメントNO.30の意見反映）
8	3	19、20	（1）高齢者が安心して暮らせるまちづくりと地域ケア会議の推進 今後の取組方針 ・あんしんケアセンターの圏域毎に第2層の生活支援コーディネーターを設置し、圏域毎に生活支援サービスが提供される体制を推進するため、地域資源調査や地域で必要とされるサービスの調査、それに伴うサービスの紹介、住民同士の支えあい活動の立ち上げを支援します。	3	50	（1）高齢者が安心して暮らせるまちづくりと地域ケア会議の推進 今後の取組方針 行政区をさらに細分化し、あんしんケアセンターの担当圏域毎に生活支援サービスが提供される体制を推進するため、第2層の生活支援コーディネーターを設置し、圏域毎に地域資源調査や地域で必要とされるサービスの調査、それに伴うサービスの紹介、住民同士の支えあい活動の立ち上げを支援します。 （※パブリックコメントNO.7の意見反映）
9	3	20	《重点的取組事業》 高齢者等を対象としたペット支援【新規】	3	51	《重点的取組事業》 高齢者等を対象としたペットによる生きがいづくり【新規】に事業名変更

NO	章	頁	素案（旧）	章	頁	最終案（新）
10	3	22	《重点的取組事業》 UR都市機構との連携（政策調整課）	3	52	《重点的取組事業》 UR都市機構との連携（政策調整課・地域包括ケア推進課） 担当課に地域包括ケア推進課を追加
11	3	24	《重点的取組事業》 （仮称）在宅医療・介護連携支援センターの運営 在宅医療・介護関係者及びあんしんケアセンターからの在宅医療・介護に関する相談対応、地域の医療介護資源の把握、多職種向け研修の実施、住民向け啓発など、在宅医療・介護連携を推進するため、『（仮称）在宅医療・介護連携支援センター』を設置します。	3	55	《重点的取組事業》 在宅医療・介護連携支援センターの運営 『在宅医療・介護連携支援センター』を設置し、在宅医療・介護関係者及びあんしんケアセンターから在宅医療・介護連携に関する相談を受け付けるほか、入退院時の医療介護連携を支援します。また、医療機関等を訪問し、ヒアリングを実施することで、地域の医療介護資源や課題を把握し、適時に関係者にフィードバックするほか、多職種向け研修の実施、住民向け啓発など、在宅医療・介護連携の推進に向けた取り組みを実施します。 （※パブリックコメントNO.9の意見反映）
12	3	27	《重点的取組事業》 認知症支援に携わる人材の育成	3	58	《重点的取組事業》 認知症ケアに関する医療従事者向け研修の実施に事業名変更
13	3	35	整備目標量	3	67	特定施設入所者生活介護（介護付き有料老人ホーム）の整備目標量を追加
14	3	38	小規模多機能型居宅介護の整備の取組内容 地域包括ケアシステムの中核を担うサービスの1つとして計画的な整備を行います。長期的には平成37年度までに、すべての日常生活圏域に1か所以上整備されること目指します。	3	71	小規模多機能型居宅介護の整備の取組内容 地域包括ケアシステムの中核を担うサービスの1つとして計画的な整備を行います。長期的には平成37年度までに、すべての日常生活圏域に1か所以上整備されること目指します。 （空白圏域：9圏域）（平成29年（2017）年度末現在）
15	3	39	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備の取組内容 地域包括ケアシステムの中核を担うサービスの1つとして計画的な整備を行います。長期的には平成37年度まで各区に2か所以上整備されること目指します。	3	71	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備の取組内容 地域包括ケアシステムの中核を担うサービスの1つとして計画的な整備を行います。長期的には平成37年度まで各区に2か所以上整備されること目指します。 （未達成区：2区（3か所）（平成29（2017）年度末現在）
16	3	42	《重点的取組事業》 公平な要介護認定の実施	3	75	《重点的取組事業》 公正かつ的確な要介護認定の実施に事業名変更